

受講料
無料

～神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間実施事業～

中小企業働き方改革セミナー



2019年4月1日からいわゆる「働き方改革関連法」が順次施行されます。そこで当所では、国・神奈川県などとともに、中小企業の働き方改革の取組みを支援するためのセミナーを下記のとおり開催することとなりました。

今回のセミナーでは、働き方改革に中小企業が取り組む際の実務上のポイントについて、わかりやすくご説明するとともに、国が各都道府県に開設した相談窓口「働き方改革推進支援センター」の事業説明をさせていただきますので、是非ともご参加ください。なお、セミナー終了後、個別相談会も実施いたします。ご希望の方は、お早めにお申込みください。

日時	平成31年2月8日(金) 午後2時～ (受付開始午後1時30分～)
会場	横浜商工会議所 大会議室 (横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル8F) (第一部：午後2時～3時45分)
内容	①働き方改革に取り組む際の実務上のポイント (90分) ・36協定締結にあたっての留意点及び36協定届(新様式)の記載方法について ・年次有給休暇の時季指定義務について ・不合理な待遇差をなくすための規定の整備について 等 ②神奈川働き方改革推進支援センターの概要について(15分) (第二部：午後4時～5時) ③個別相談会
講師名	①厚生労働省神奈川労働局横浜南労働基準監督署署長 古屋 強 氏 厚生労働省神奈川労働局雇用環境・均等部指導課長 黒沢 武 氏 ②神奈川働き方改革推進支援センター チーフアドバイザー 望月 建治 氏
申込み	下記参加申込書に必要事項をご記入のうえ、切り取らずにFAX(045-671-7496)にてお申込みください。個別相談は、該当する箇所に丸印を囲んで下さい。予約状況によっては、別の日時で対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。 ※受講票は、送付いたしません。定員(100名)に達した場合のみ、当所より電話にてご連絡いたします。
問合せ	主催：横浜商工会議所中小企業相談部 担当：渡辺、岩橋 TEL：045-671-7463 共催：厚生労働省神奈川労働局・神奈川県・神奈川働き方改革推進支援センター

切り取らずにそのままファックスしてください

<中小企業働き方改革セミナー参加申込書>

横浜商工会議所中小企業相談部 行

FAX:045-671-7496

会社名/ 事業所名		所在地	
TEL		個別相談	希望する / 希望しない
参加者氏名		部署/役職:	
参加者氏名		部署/役職:	

※ご記入頂きました情報は、当所事業に関する連絡・記録用として使用します。なお、個別相談を希望される場合のみ、当所より関係機関(共催)に情報提供を行い、各種相談・支援業務に利用させていただきます。